

台風被害者支援・復興支援ニュース 第1号

～令和元年台風15号・19号の被災者のみなさまへ～

令和元年台風15号・19号により、お困りのこと（住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等）がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★電話相談をご希望の方は、**電話番号：045-211-7711**（受付：平日午前10時～午前12時、午後1時～午後4時）にお申込みください。受付後、受付日の翌日までに（土日祝日除く）、弁護士からご相談者様にお電話いたします。

★面談相談をご希望の方は、県内各法律相談センターにおいて、台風関連の初回のみ無料相談を実施しています。**電話番号：045-211-7700**にお申込みください。

Q1 罹災証明書の発行を受ける必要がありますか？

罹災証明書は、住宅などの損壊の程度について自治体が発行する証明書です。各市町村で証明を受けることができます。公的支援以外にも、各種補助や負担減免の手続きで必要とされることが多いため、発行を受けて下さい。

建物の損傷や損壊状況の写真が必要です。携帯電話やスマートフォンで構いませんので出来るだけ片付け前の状況が分かるよう撮影を行っておきましょう。

Q2 銀行の通帳やキャッシュカード、クレジットカードを紛失してしまいました。

銀行等の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。身分証明書があれば持参し、それもないときは相談してください。銀行印がなくなった場合、印鑑変更の手続きをしてください。

クレジットカードについては、カード発行会社に連絡をとり、使用停止と再発行を求めてください。

Q3 健康保険証を紛失し（自宅に置いたまま避難し）、手元にないのですが、病院に行けますか？

被災者の方は、保険証なしでも、医療機関等を受診、介護保険サービスを利用できます。また災害救助法の適用のある市町村にお住まいの一定の方は医療保険の窓口負担が不要となる場合があります。詳しくはご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

Q4 業者から家などの修理をすぐに依頼するよう勧誘されています。

被災の不安に乗じて、悪質な工事業者が火災保険請求を代行すると言ったり、高額な修理費用を請求したり、不十分な工事しかしないというトラブルが多くありました。相見積もりを取るなど十分確認して、依頼するようにしてください。

Q5 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物（木、家具、自動車など）を勝手に処分してもよいでしょうか？

価値のあるものは、落とし物と同様ですので、原則、警察署に届け出てください。価値があるか分からないものは、弁護士までお問い合わせください。

- ・神奈川県弁護士会HPに、各種支援情報も掲載しています。
- ・災害救助法の適用対象地域は、内閣府の防災情報ページより確認できます。
- ・法律に関することかどうかも分からないということでも構いませんので、ご相談ください。
- ・本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。

神奈川県弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

発行：



神奈川県弁護士会
Kanagawa Bar Association

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地

